

近隣にお住まいの皆様

住宅宿泊事業開始のお知らせ

以下の住宅において、住宅宿泊事業法に基づく事業（いわゆる民泊）を予定しています。ついては、葛飾区の「住宅宿泊事業の実施運営に関するガイドライン」に基づき、以下のとおり事前周知を行います。

事業の用に供する住宅の所在地	葛飾区青戸4丁目15番14号	
住宅宿泊事業者	住所	葛飾区立石5-13-1
	氏名	葛飾 太郎
	連絡先	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
住宅宿泊管理業者	住所	葛飾区東金町1-22-1
	氏名	株式会社△△（代）△△ △△
	連絡先	03-□□□□-□□□□
住宅宿泊事業を開始しようとする日	令和●年●月●日	
住宅宿泊事業開始後の緊急時連絡先	03-◇◇◇◇-◇◇◇◇	
苦情への対応方法	・緊急時連絡先に電話をいただければ、深夜早朝を問わず、常時対応します。 ・必要に応じて施設に急行し、対応を講じます。	

住宅宿泊事業法第9条第1項に基づき、宿泊者に対して以下のとおり説明を行い、周辺地域の生活環境に配慮して営業を行います。

騒音の防止のために配慮する事項	・大声で騒がない。 ・早朝や夜間にはキャリーケースを引いて歩かない。 ・チェックインは夜9時までにさせる。
ごみの処理に関し配慮すべき事項	・ごみは、施設内の所定の場所に置いておく。 ・公共の場所にポイ捨てしない。
火災の防止のために配慮すべき事項	・ガスコンロの使用法、注意事項を説明する。 ・消火器の使用法、消防署への通報方法を説明する。
喫煙に関して配慮すべき事項	・バルコニーでは喫煙しない。 ・歩行喫煙、路上喫煙をしない。
その他配慮すべき事項	・性風俗サービスを利用しない。

※ 対面での説明を希望される場合は、ご連絡いただければ改めてご訪問させていただきます。（電話番号●●-●●●●-●●●● 担当者●● ）